

わたしたちは

性犯罪・性暴力を 許さない

性犯罪・性暴力は、
人としての尊厳や人権を
傷つける重大な犯罪です。

にもかかわらず
「どうしてついていったの？」
「あなたにもすきがあったのでは？」と

声を上げた被害者の
落ち度が問われることがあり、
より一層被害者を苦しめます。

誰も被害者にも加害者にも
ならないために

性犯罪・性暴力について
考えてみましょう。

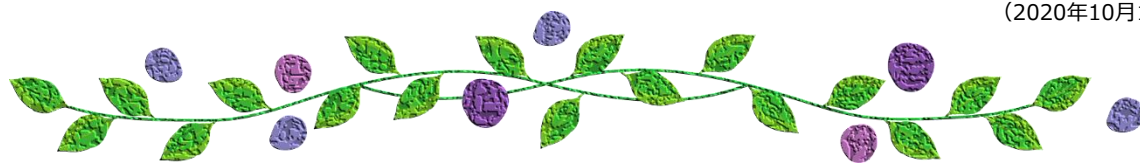


性犯罪・性暴力とは

いつ、どこで、だれと、
どのような性的な関係を持つかは、
あなたが決めることができます。

望まない性的な行為は、
性的な暴力にあたります。

内閣府男女共同参画局ホームページ「女性に対する暴力の根絶」より
(2020年10月1日閲覧)



レイプ・強姦

- 暴行強制によって性行為をする

わいせつ

- 暴行強制によって性的に羞恥心を与える

D V

ドメスティック・バイオレンス

- 配偶者や交際相手などからの暴力

**セクシュアル
ハラズメント**

- 性的な嫌がらせ

痴漢

- わいせつ的一种 相手の意に反してわいせつな行為を行う

など

性犯罪・性暴力

被害者が受けるさまざまな影響

性や妊娠・出産に関わる健康への影響

- ・ 望まない妊娠
- ・ 性感染症
- ・ 性機能障害 など

心への影響

- ・ 恐怖、不安、自責感
怒りなどの様々な感情
- ・ 感覚や気持ちの麻ひ
- ・ 気分の落ち込み など

からだへの影響

- ・ 被害による負傷
- ・ 眠れない、悪夢
- ・ めまいや吐き気、痛み
など様々な身体の不調
など

社会生活や 対人関係への影響

- ・ 仕事や学校に行けない
- ・ 外出したり、活動が
できない
- ・ 人と会いたくなくなる
- ・ 人間関係が悪くなる
など

資料：「一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック」
(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健研究部

性犯罪・性暴力は、その後の被害者の生活に様々な影響を与えます。性暴力の被害者は、心身ともにショックを受け、正当な判断や行動を起こせなくなることがあります。また、回復までに相当の時間を有することがあります。

身近に潜む 性犯罪・性暴力の誤解①

若い女性が被害にあう？

無理やりに性交等された被害経験がある

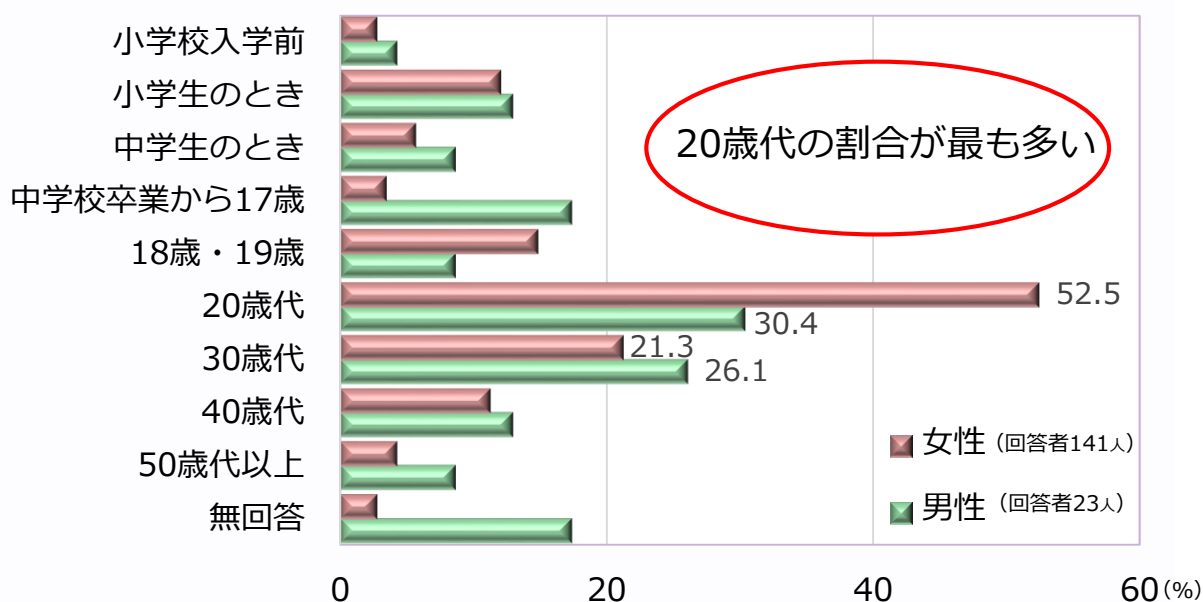


女性 (1,807人中)
7.8%



男性 (1,569人中)
1.5%

被害にあった時期（年齢・複数回答）



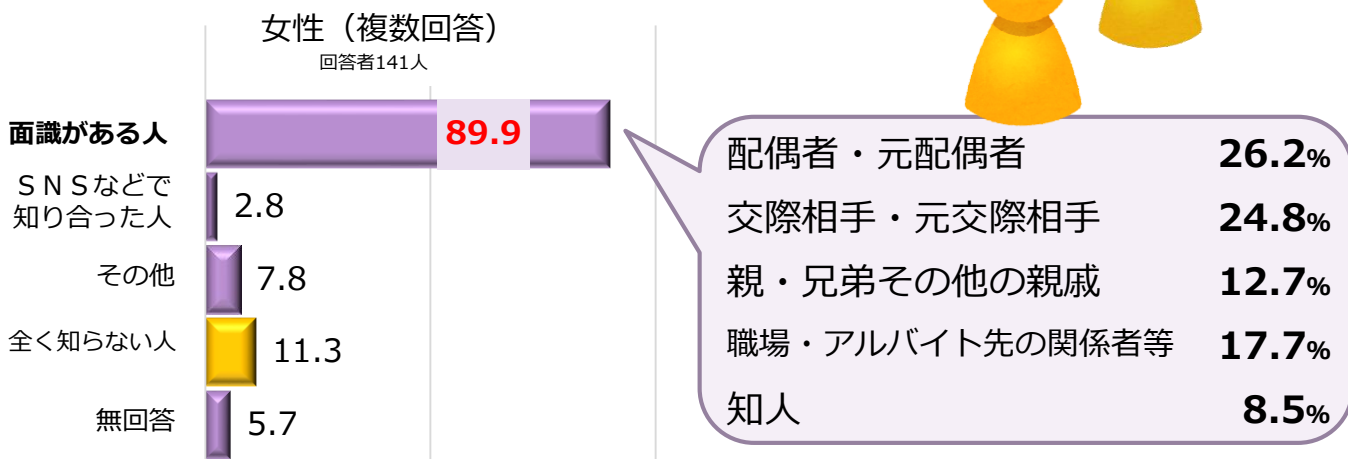
資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成30年3月）

女性の13人に1人は無理やりに性交等された経験があります。また、女性だけでなく男性も被害にあっています。幼い子どもから高齢者まで、幅広い年代が被害にあっています。

身近に潜む 性犯罪・性暴力の誤解②

見知らぬ人から夜道で被害にあう？

加害者との関係



※上記の表は、一部選択肢を合算しています。

資料：男女間における暴力に関する調査報告書 内閣府男女共同参画局（平成30年3月）

「まったく知らない人」からの被害経験は、約1割であり、**約9割**が面識のある人から受けています。18歳未満に被害を受けた女性のうち約2割は、監護者（親等生活全般を支える人）から被害を受けています。

強制的性交等の被害を受けた場所は、住宅が最も多く（4割以上）本来は「安全な場所」と思われる所で起こっています。

※住宅：一戸建て住宅及びアパート・マンション等の集合住宅

住宅の範囲：一戸建て住宅（敷地内含む）

集合住宅（階段踊り場、駐車場敷地内含む）

資料：「多発する性犯罪の発生状況(場所別・時間別)」埼玉県警察HP

(令和2年3月現在)



身近に潜む 性犯罪・性暴力の誤解③

被害者側の服装や行動が被害をもたらす？

実際には、被害女性の多くは、**特別に挑発的な服装をしているわけではありません。**

しかし、被害者がどのような服を着ていたとしても、どのような行動であったとしても、相手が望まない行為をしてはいけません。



抵抗しなかったのは「合意があった」ということ？

被害者は「抵抗しない」のではなく、**「抵抗できない」**のです。抵抗したら殺される、とてもかなわないと思ったり、恐怖心のために、声を上げることとさえできないのです。

脅しやお酒などで抵抗できなくされることもあります。

資料：「一人じゃないよ あなたのこれからのための支援情報ハンドブック」
(独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 成人精神保健研究部



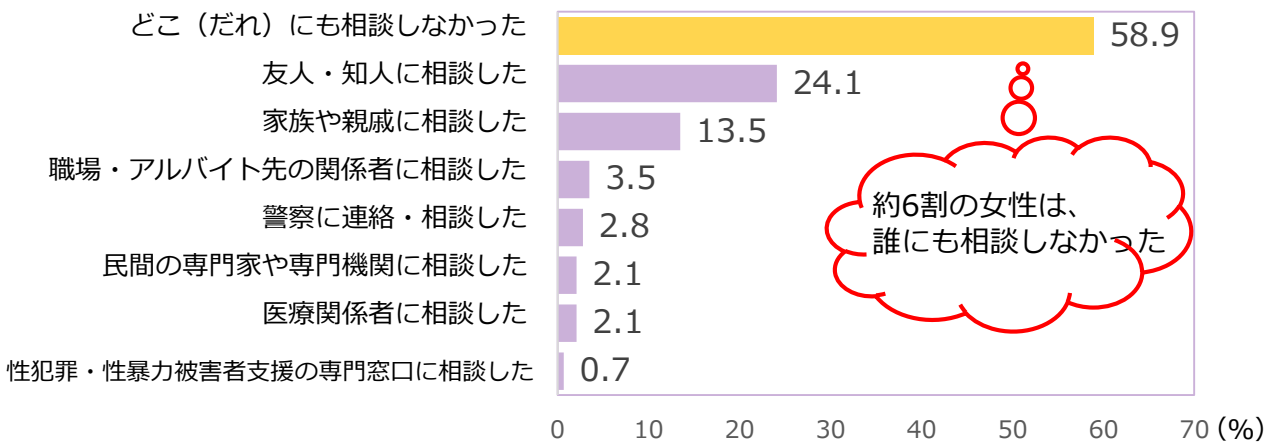
性犯罪・性暴力の誤解や偏見は、被害者にとって、加害者からの暴力だけでなく、「周囲からも理解されない」という二重の苦しみとなり、孤立してしまいます。社会に根付くこうした意識は、性暴力を助長し、被害者自身の回復を妨げることにつながっています。

見えにくい被害の実態

相手から受けた行為について**女性の約6割**は、「相談できなかった」と回答しています。性暴力は、声をあげにくく、存在そのものが潜在化してしまうことがあります。

無理やり性交等された被害の相談先

女性（複数回答） 回答者141人



資料：男女間における暴力に関する調査報告書 内閣府男女共同参画局（平成30年3月）

相談しなかった理由

（女性・複数回答）

恥ずかしくて、誰にも言えなかったから

そのことについて思い出したくなかったから

他人に知られるとこれまでの付き合いができなくなると思ったから



相談してもむだだと思ったから

自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから

相談するほどのことではないと思ったから

自分にも悪いところがあると思ったから

資料：男女間における暴力に関する調査報告書 内閣府男女共同参画局（平成30年3月）

性犯罪に関する刑法の改正



2017年、性犯罪に関する刑法が110年ぶりに改正されました。そして2023年、同法が一部改正され、条文に初めて「**性的同意**」の**重要性**が盛り込まれました。改正にあたっては、性被害当事者が声を上げ道を拓いていきました。(2023年7月施行)



法務省HP

改正の主なポイント

1. 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました

- ・暴行・脅迫・障害・アルコール・薬物・フリーズ・虐待
- ・立場による影響力などが原因となって

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

で、性交等やわいせつな行為をすると処罰されます。

2. 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると処罰されます。
(相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長るとき)

3. わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると処罰されます。

- ①わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして会うことを要求する
- ②その要求の結果、わいせつ目的で会う③性的な画像を撮影して送信することを要求する

4. 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

正当な理由なく、①人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する②16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する ③①②で撮影した画像を人に提供する

5. 性犯罪の公訴時効期間が5年延長されました

時効期間は、被害にあったとき (18歳未満の場合は18歳になった時) から

同意なき性行為は性暴力

“Yes means Yes”法

スウェーデンでは、2018年「同意なき性行為は性暴力」とするよう法律が改正されました。他にも、**暴行・脅迫等**がなくても、性犯罪規定が適用される国があります。

スウェーデン



レイプ罪 2018年法改正

自発的に参加していない者と性交または、性交同等と認められる性行為を行った者は、レイプ罪として処罰される。

相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かは、言動、行動その他の方法によって、**自発的関与が表現されたか否か**に、特別の考慮が払われなければならない。（刑法第1条レイプ）

カナダ



性的暴行罪

被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行」として処罰される。

ドイツ



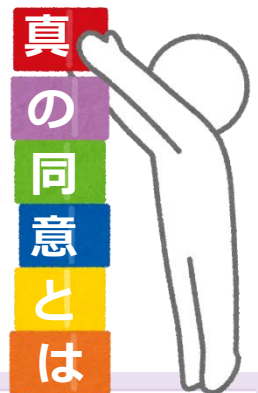
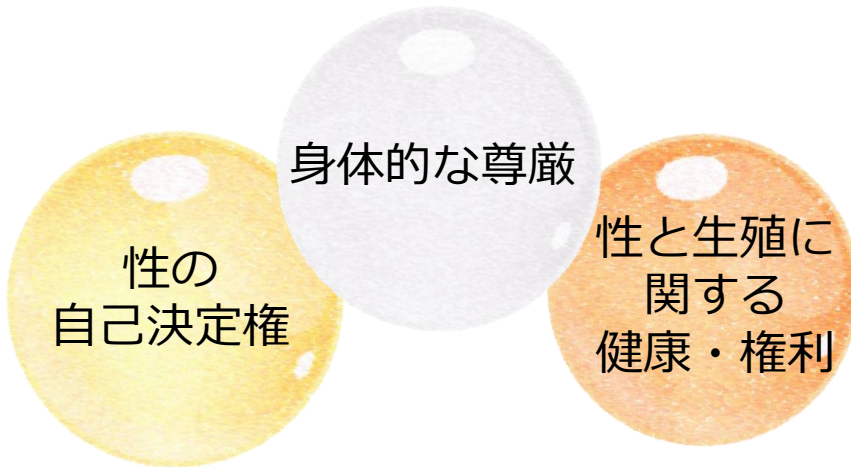
レイプ罪 2016年法改正（刑法第177条第1項）

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対し遂行若しくは甘受させた者は処罰される。

など

性的同意とは？

性にまつわることについて、あいまいにせず、相手の積極的な意思を互いに確認すること。
～性的アクションを**起こす側に同意をとる責任**がある～



大切なポイント！

性的同意には、性行為の持つ意味とリスクを**理解した上で**、本当にそれが「**真の同意**」にあたるのかに注意をする必要があります。

非強制性

“No”といえる環境が整っている

NOといったことにより自分の身が危険にさらされたり、自分が不利益をこうむったりする状況がない。

対等性

社会的地位や力関係に左右されない対等な関係である

拒むことによって自分が不利益な状況に置かれていない。

非継続性

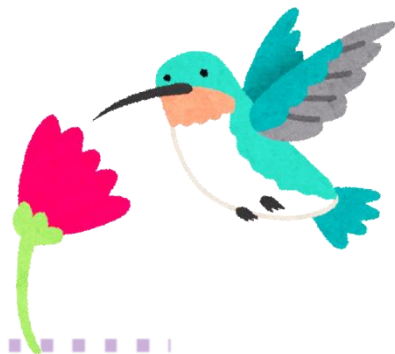
一つの行為への同意は他の行為への同意を意味しない

一つのこと同意したからと言って他のことに同意したことはない。

資料：「あなたらしく大学生活を送るための方法」
一般社団法人ちやぶ台返し女子アクション制作（2018年4月）

こうしたことに気を付けて

身近な人が 被害にあった時



被害者の安全を確保してください

被害場所にとどまっていたり、加害者に居場所や連絡先を知られていたりしないか確認してください。緊急の場合は、110番するなど、警察に連絡してください。

「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください

被害者は、自分を何度も責めたりします。「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。

信じて話を聞いてください、 気持ちを丁寧に聞き、そのまま受け止めてください

被害のショックで記憶がはっきりしない場合があります。また、周囲に心配をかけたくない、理解してもらえない等と思って、全て話せない場合もあります。まずは、否定したり、疑ったり、無理に聞き出したりしようとせず、被害者の話に、丁寧に耳を傾けてください。

あなた自身のところとからだも気を配り、無理をしないでください

聞いたあなたもショックを受けて、つらくなったり、苦しくなることもあるかもしれません。あなたも自分だけで抱え込まずに、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター等に相談してください。

ひとりで悩まず相談してください

性暴力は、被害者の責任ではありません。
あなたが、
あなたの大切な誰かが、
もし被害にあったら
ひとりで悩まず相談してください。



性犯罪被害相談電話全国共通番号

#8891 (はやくワンストップ)

最寄りのワンストップ支援センターにつながる番号



#8103 (ハートさん)

各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる番号

性暴力等犯罪被害専相談電話
(アイリスホットライン)

☎**0120-31-8341**

一部IP電話など：048-839-8341(通話料有料)

24時間365日対応

▼詳細はこちら



彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

☎**0120-735-001**

一部IP電話など：048-862-0001(通話有料)

8時30分～17時15分 (月曜日～金曜日)

■祝日、年末年始除く

▼詳細はこちら



With You さいたま

☎**048-600-3800 (さまざまな悩み相談)**

☎**048-600-3700 (DVに関する相談)**

9時30分～20時30分 (月曜日～水曜日・金曜日・土曜日)

9時30分～17時 (日曜日・祝・休日)

■木曜日・年末年始除く

▼詳細はこちら



詳細については、HPなどでご確認ください。

“わたしのからだはわたしのもの”

だれもが、守られるべき



“わたし”だけの境界線をもっています

互いを尊重し合い

安心して暮らすことのできる

社会をつくるためには

一人ひとりが

“性を傷つけることは暴力であり犯罪である”

と認識することが大切です。

